別表１（第３条関係）

まちづくり計画に基づくハード事業の範囲

クラウドファンディング（インターネット等を通じ、不特定多数の支援者から小口資金を募る資金調達方法をいう。）を活用し、まちづくりに必要な資金の調達が可能と認められる事業

１　ＮＰＯ、地域住民等のまちづくり活動の拠点整備及び地域間の交流施設整備等地域の活性化に資すると認められる事業
２　街並みに景観を配慮したファザード（建物の正面をいう。）の改修、植栽、フラワーポットの設置等の緑化活動等景観形成に資すると認められる事業
３　シンボル施設の整備、モニュメントの設置、ライトアップ設備の整備その他まちの魅力の向上に資すると認められる事業
４　伝統文化の継承のための資料館等の整備、地域の伝統的な街並み及び歴史的建築物（倉庫、蔵、住宅等をいう。）の保全及び改修その他伝統文化の継承又は歴史的施設の保全に資すると認められる事業
５　観光物産品の販売施設の整備、観光振興のための案内板の設置、その他観光振興に資すると認められる事業
６　バリアフリー化のためのスロープの整備等安心安全なまちづくりに資すると認められる事業
７　その他地域の特性及び資源を有効に活用したまちづくり事業

別表２（第３条関係）

まちづくり計画に基づくソフト事業の範囲

既存の活動の拡充や新規活動の立ち上げを目的とする活動とし、その内容が地域の課題解決や上天草市のまちの魅力向上につながる活動

１　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
２　社会教育の推進を図る活動
３　観光の振興を図る活動
４　農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
５　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
６　環境の保全を図る活動
７　災害救助活動
８　地域安全活動
９　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
１０　国際協力の活動
１１　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
１２　子どもの健全育成を図る活動
１３　情報化社会の発展を図る活動
１４　科学技術の振興を図る活動
１５　経済活動の活性化を図る活動
１６　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
１７　消費者の保護を図る活動
１８　その他良好なまちづくりに資する活動

（新）別表３（第４条関係）

助成対象経費区分表	
費 目 区 分	経費の内容
報　　酬	・労務の代償として支払われる金銭
報 償 費	・講師、専門家、出演者等への謝礼　等
旅　　費	・交通費実費のみ（ただし、第４条第３号の事業を除く。）
消耗品費	・文具等の消耗品費
印刷製本費	・ポスター、チラシ、報告書等の印刷費、コピー代　等
役 務 費	・切手、はがき、郵送料 ・講師謝礼等の振込手数料　等 ・個人投資家等に対してクラウドファンディング事業の PR、広報を実施するための費用
使用料及び賃借料	・会議室、会場等の使用料 ・機器類の賃借料 ・バス等の借上げ料　等
原材料費	・砂、木材等の経費 ・試作品又は製品開発のための原材料　等
委 託 料	・専門的知識、技術等を要する業務についての委託 ・設計・測量・デザイン料などの委託に係る経費 ・クラウドファンディング仲介事業者へのクラウドファンディング実施支援などの委託に係る経費
備品購入費	・耐久年数が１年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるもの ・当該活動に特に必要と認められ、リース対応等が不可能なもの
工事請負費	・建造物の整備、改修・保全を行うための建築工事、設備工事等
そ の 他	特に市長が必要と認める経費

別表４（第５条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">助成率及び助成限度額</th></tr>
<tr><th>事　　業</th><th>助成率</th><th>上限及び下限額</th></tr>
<tr><td>第３条第１号に規定する事業</td><td>１０分の１０以内</td><td>１件　３万円～１０万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第３条第２号に規定する事業</td><td>第２条第１号の
地域団体
２分の１以内</td><td rowspan="2">１件　２５万円～２５０万円</td></tr>
<tr><td>第２条第２号の
法人
５分の２以内</td></tr>
<tr><td>第３条第３号に規定する事業</td><td>５分の４以内</td><td>１件　５万円～５０万円</td></tr>
<tr><td>第３条第４号に規定する事業</td><td>５分の３以内</td><td>１人　１万円～３０万円</td></tr>
<tr><td>第３条第５号に規定する事業</td><td>１０分の１０以内</td><td>１件　１万円～２５万円</td></tr>
</table>